

## 今回のテーマ：「新型コロナウイルス」

今回は、新型コロナウイルスで影響を受ける事業者が適用できる制度(4/13(月)20:00時点)をご紹介します。大変な時期ではありますが、何とか乗り切りましょう！

### 1. 資金繰り支援(貸付・保証)

#### (1) [セーフティネット保証\(4号・5号\)](#)

経営の安定に支障をきたしている中小企業者を支援するため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務を保証する制度

- ・ 売上高が前年同期比20%以上減少の場合(4号)  
⇒借入債務(別枠最大2.8億円)を100%保証
- ・ 売上高が前年同期比5%以上減少の場合(5号)  
⇒借入債務(別枠最大2.8億円)を80%保証

〔お問合せ先〕最寄りの信用保証協会

#### (2) [危機関連保証](#)

経済状況の悪化に伴う影響を受けていると国が認める場合に、中小企業者の資金繰りを支援する制度

売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対し、セーフティネット保証制度とは別枠(最大2.8億円)で100%を保証

〔お問合せ先〕最寄りの信用保証協会

#### (3) [信用保証付融資における保証料・利子減免 ※補正予算成立が前提](#)

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年の保証料減免の融資が行えるようにする制度

〔お問合せ先〕中小企業金融・給付相談窓口 0570-783183

#### (4) [新型コロナウイルス感染症特別貸付](#)

信用力や担保によらず一律の金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げが行われ、据置期間が最長5年となる日本政策金融公庫の融資制度

〔お問合せ先〕日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

#### (5) [商工中金による危機対応融資](#)

信用力や担保によらず一律の金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げが行われ、据置期間が最長5年となる商工中金の融資制度

〔お問合せ先〕商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

(6) [マル経融資の金利の引き下げ](#)

小規模事業者経営改善資金融資、通称「マル経」を受けている小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間、通常の貸付金利から 0.9%引き下げる制度

〔お問合せ先〕 日本政策金融公庫の本支店またはお近くの商工会・商工会議所

(7) [特別利子補給制度 ※補正予算成立が前提](#)

政府系の資金施策である「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策マル経融資」「危機対応融資」により借入を受けている中小企業者で、所定要件に該当する者の 3 年間の利子分を補給する制度

〔お問合せ先〕 中小企業金融・給付相談窓口 0570-783183

(8) [セーフティネット貸付の要件緩和](#)

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的にはその業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度

〔お問合せ先〕 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

(9) [衛生環境激変対策特別貸付](#)

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度

〔お問合せ先〕 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

(10) [小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等](#)

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、(独) 中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るため、貸付限度額 2,000 万円の事業資金を無利子で貸付ける制度

〔お問合せ先〕 (独) 中小企業基盤整備機構共済相談室 050-5541-7171

(11) [D B J・商工中金による危機対応融資](#)

日本政策投資銀行・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰りを支援する制度

融資額：信金ニーズ等を踏まえて決定、貸付期間：設備 20 年以内、運転 15 年以内

〔お問合せ先〕 日本政策投資銀行 0120-598-600、商工中金相談窓口 0120-542-711

## 2. 給付金による支援

[持続化給付金 ※補正予算成立が前提](#)

感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金（法人 200 万円、個人事業 100 万円）を支給する制度

〔お問合せ先〕 中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183

### 3. 助成金による支援

#### (1) [雇用調整助成金](#)

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって従業員の雇用を維持した場合に助成を受けられる制度

##### 【経済上の理由例】

- ・ 取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合
- ・ 国や自治体等からの市民活動の自粛要請の影響により、外出等が自粛され客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合
- ・ 風評被害により観光客の予約のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合

〔お問合せ先〕 お近くの労働局または公共職業安定所（ハローワーク）

#### (2) [有給休暇取得支援助成金](#)

小学校等の臨時休校等に伴い子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して助成金が支給される制度

〔お問合せ先〕 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999

### 4. 補助事業支援

#### (1) [ものづくり・商業・サービス補助](#)

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援する制度

補助額：原則 1,000 万円まで、補助率：中小 1/2、小規模 2/3

〔お問合せ先〕 ものづくり補助金事務局 050-8880-4053

#### (2) [持続化補助](#)

小規模事業者が取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度

補助額：50 万円まで、補助率：2/3

〔お問合せ先〕 全国商工会連合会 03-6670-2540、日本商工会議所 03-6447-2389

#### (3) [IT導入補助](#)

バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がる IT ツール導入を支援する制度

補助額：30～450 万円、補助率：1/2

〔お問合せ先〕 一般社団法人サービスデザイン推進協議会 0570-666-424

#### (4) [サプライチェーン対策のための国内投資促進事業](#) ※補正予算成立が前提

特定国に依存する製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品等について、国内へ生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を支援する制度

補助対象経費：建物・設備の導入費、補助率：中小 2/3、大企業 1/2

〔お問合せ先〕 経済産業省地域経済産業政策課 03-3501-1697

- (5) [海外サプライチェーン多元化等支援事業](#) ※補正予算成立が前提  
 日本への製品・部素材の供給を目的とする海外製造拠点の複線化等に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援する制度  
 補助対象経費：日本企業による ASEAN 諸国への設備投資・実証事業・事業実施可能性調査  
 補助率：中小企業等グループ 3/4、中小 2/3、大企業 1/2  
 [お問合せ先] 経済産業省貿易経済協力局 03-3501-6759
- (6) [JAPANブランド育成支援等事業（事業者支援型）](#) ※補正予算成立が前提  
 「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランド力の強化、発信力の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援する制度  
 補助額：500 万円まで、補助率：2/3 以内  
 [お問合せ先] 中小企業庁創業・新事業促進課 03-3501-1767

## 5. 経営資源引継ぎ・事業再編支援

- (1) [経営資源引継ぎ補助金](#) ※補正予算成立が前提  
 第三者承継時に負担となる、士業専門家の活用に係る費用（仲介手数料・デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）および、経営資源の一部を引き継ぐ際の譲渡側の廃業費用を補助する制度  
 [お問合せ先] 中小企業庁事業環境部財務課 03-3501-5803
- (2) [「プッシュ」型の第三者承継支援](#) ※補正予算成立が前提  
 事業引継ぎ支援センターへ相談に来ることが困難な事業者や、第三者承継に関心のある者に対する M&A 出張相談等を通じた「プッシュ型」の第三者承継支援制度  
 [お問合せ先] 中小企業庁事業環境部財務課 03-3501-5803
- (3) [中小企業経営力強化支援ファンド](#)  
 業況が悪化した、地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないように、官民連携の新たな全国ファンドを創設し、再生と第三者承継の両面から支援する制度  
 [お問合せ先] 中小企業庁事業環境部財務課 03-3501-5803

## 6. その他

- (1) 国税の納税猶予 (参照：[財務省 HP](#))
- (2) 地方税の納税猶予 (参照：[経済産業省 HP P. 58](#))
- (3) 固定資産税等の軽減 (参照：[経済産業省 HP P. 60](#))
- (4) 欠損金の繰戻しによる還付の特例 (参照：[財務省 HP](#))
- (5) 税務申告・納付期限の延長 (参照：[国税庁 HP](#))
- (6) 厚生年金保険料等の猶予制度 (参照：[経済産業省 HP P. 61](#))
- (7) 電気・ガス料金の支払い期日の猶予 (参照：[経済産業省 HP P. 63](#))

